

新しい高性能林業機械化促進基本方針について思ったこと

九州支所長 福田章史

今年4月に「高性能林業機械化促進基本方針」が10年ぶりに改定された。高性能林業機械の現状の問題点に対処し、森林の持続的管理、多面的な森林の機能の発揮などを重視した新たな林政の転換を受けた新しい基本方針を示したものである。そのため旧基本方針に対し、新基本方針は環境負荷低減に配慮した高性能林業機械の開発、間伐等の非皆伐作業に対応し得る新たな高性能林業機械作業システムの導入、地域の作業条件にきめ細かく対応した機械作業システムの構築・導入などが柱となっている。



この5月に平成11年度の高性能林業機械の保有台数などの統計が発表された。これによれば、現在2,104台の高性能林業機械が民有林で保有されている。平成9年度は249台、10年度は234台の増加であったが、11年度は143台の増加でその増加率は鈍化の兆しが見られる。現実を見ると九州地域でも、北海道をしのぐ台数の高性能林業機械を保有しているが、現場では十分に稼働していない機械も多く見られ、近年の不況の影響もあり、新しい機械の導入に踏み切れないでいる事業者の話もよく耳にする。

生産コストの低減のため機械化を促進すること、そしてその機械は非皆伐施業などの森林の多面的機能を発揮するのに適したものでなければならぬが、それが進展しない原因としては、新基本方針でも指摘しているように、機械が大型で、価格も高いこと、機械の性能に見合った出材量を確保できる現場が少ないこと、路網整備が進んでいないことなどがあげられる。

これらの問題は、林業の構造的な問題から来ているといえる。その第一は施業の共同化、団地化の遅れである。一方今後の森林整備の方向として目指さなければならない森林の多面的機能の発揮については、それらを目的とした施業は機械化により生産性が上げにくく、収益を期待できないことから、国民的な同意のもとに何らかの補助や優遇処置が必要であるが、それが十分に行われていないことにあるといえよう。

木材生産は従とし、森林の多面的機能の発揮を主目的とする森林経営にあっては、どうしても補助が必要である。それには国民の同意を得る必要があるが、木材生産を目的とする経営以上に効率的な機械化システムや施業法を構築し、低コストの施業が行えるようにしなければならない。

生産性の高い機械化を行い、同時に森林の多面的機能を発揮する施業が行えるようにするには、大面積の森林を活力の高い企業や団体が、できうれば林産業まで含め統一的に管理経営することが必要である。国有林もまさにその中核的な役割を担うものとして期待される。採算が取れる森林だけでなく、公益的機能を優先する採算性に乏しい森林も、公的な補助を導入しつつ同時に管理する形態が望ましいと考える。

もちろん直ちにこのような森林管理主体を育成することが可能であるとはいえないが、新しい「高性能林業機械化促進基本方針」を実効有るものとするためにも、林業の構造的な変革を目指す努力が必要であり、また、基本方針にそった機械化の進展がこの構造的変革をも促すものになることを期待したい。